

さらに

未来へ

—広域化10年のあゆみ—

大東四條畷
消防本部

DAITO-SHIJONAWITE FIRE DEPT.

LADDER

CALL 119

大東
四條
畷
大東四條畷

大東四條畷消防組合 設立10周年記念誌

目次

1 はじめに

正副管理者挨拶	1
正副消防組合議長祝辞	2
消防団長祝辞	3

2 10年間のあゆみ

広域化の経緯	4
消防組合の概況	5
消防組合の沿革	6

3 広域化による効果

警防上の効果	8
・災害活動体制の強化	
・救急需要への対応力強化	
・火災予防業務の充実・強化	
人事上の効果	14
・現場活動要員の増加	
・人材育成と人材確保	
財政上の効果	18
・財政支援の活用と効率的な整備	
・スケールメリットを活かした効果的な財政運営	

4 近年の災害需要への対応

新型コロナウイルス感染症との闘い	22
緊急消防援助隊としての活動	24
近隣消防本部等との連携活動	26
消防団との連携活動	28
未来の火災を消火する「消」から「防」へ	30
戦略的広報の推進	32

5 将来を見据えた組織運営

計画的な組織運営 -第1次総合計画-	34
消防需要に適した部隊運用 -消防力の適正配置計画-	36
適正な施設管理 -公共施設等総合管理計画-	38

6 実際に働く職員の実感

広域化前後を知る職員の実感	40
---------------	----

7 おわりに

消防長決意表明	41
---------	----

1. はじめに《挨拶・祝辞》

— 管理者挨拶 —

大東四條畷消防組合管理者
大東市長 東坂 浩一



大東四條畷消防組合設立10周年にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

大東四條畷消防組合は、大東市と四條畷市を管轄する消防本部を新たに組織して平成26年4月1日から業務を開始し、このたび設立10年の節目を迎えました。これまで当消防組合の発展に多大なるご尽力を賜りました関係者の皆様に対し、心より御礼を申し上げます。

大東市と四條畷市は、市街地や山間部が一体化し、都市形態も類似していることから、消防の広域化は両市の重要課題に対し大きな効果が期待できるとして、平成24年8月17日に消防広域化検討委員会を設置し、新たな消防体制の検討を始めました。

以来、充実した消防体制により一日も早く、住民に質の高い消防サービスを提供できるようスピード感を持って数々の協議・調整に取り組み、平成25年11月1日に当消防組合を設立するに至ったものです。今日までに広域化によるスケールメリットを最大限に発揮して、高機能消防指令センターや各種消防車両の更新整備のほか、署所の消防力適正配置により、消防体制の充実強化に取り組んでまいりました。

消防は火災を迅速に消火する【消】の活動はもとより、被害を未然に防ぐための【防】の働きをいかに行うかが肝要であります。過去の事例から学び未来の防災につなげるといった飽くなき探求の先に、無火災都市の実現があるものと信じております。

この10周年を機に、様々な災害から住民の生命財産を保護する消防の使命を踏まえ、消防団をはじめ関係機関との一層の結束のもと、更なる消防体制の充実を図ってまいります。

当消防組合の10年の歩みにおいて多大なるご支援を賜りました皆様に対し、あらためて深甚なる感謝を申し上げますとともに、今後も変わらぬご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。

— 副管理者挨拶 —

大東四條畷消防組合副管理者
四條畷市長 東 修平



このたび大東四條畷消防組合設立10周年を迎えるにあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

当消防組合の運営に対し消防関係機関の皆様におかれましては、日頃から多大なご理解とご協力をいただいていることに深く感謝を申し上げます。

近年の消防を取り巻く社会情勢は、大規模地震をはじめ昨今の気候変動がもたらす自然災害、また新型コロナウイルスなどの感染症流行や少子高齢化に伴う救急需要の増加などにより、住民の消防に寄せる信頼と期待は大きな高まりを見せ、消防の果たす役割は益々、重要なものとなっております。

こうしたなか、当消防組合に課せられる使命は一層重きが置かれるものと考えており、住民の皆様からの負託に応えるべく、各種災害に対応するための組織体制の強化、活動体制の整備、社会情勢等の変化に対応した予防対策等の推進など様々な課題に対して、消防関係機関が一丸となって、さらなる充実強化に取り組んでまいります。

私たち地方公務員の職責は、地域住民の福祉を向上させることにあります。その住民福祉の基盤となるのが、安全の確保であり、安心して暮らせるまちづくりです。その最前線に立って活動していただいている消防関係機関の皆様へ、深く敬意と感謝の意を表します。

結びに、今日まで温かなご支援を賜りました皆様方に、重ねて厚くお礼申し上げますとともに、引き続き地域に密着した消防として、皆様の安全と安心を最優先に取り組んでまいりますので、今後ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、設立10周年に当たっての挨拶といたします。

— 消防組合議長祝辞 —

大東四條畷消防組合議会

議長 小南 市雄



このたび大東四條畷消防組合の発足10周年にあたり、記念誌が発行されますことに、心からお祝いを申し上げます。

また発足以来、住民の生命及び財産を火災や地震等の災害から守るため、日夜、消防活動に精励いただいている職員の皆様に対しまして、深甚なる感謝を申し上げたいと存じます。

当消防組合は平成25年11月1日に、大東市と四條畷市の消防行政を広域で担う特別地方公共団体として誕生し、管轄人口は17万人となり、近年の都市化や生活様式の多様化に伴う多様な災害に対応しております。

このような中で火災や自然災害への備えに対する関心や、消防に寄せられる期待は大きな高まりを見せており、消防の果たす役割はますます重要なものとなっております。

近年は災害が激甚化し、日本各地で大きな被害が生じており、住民が安全で安心に暮らせる街づくりのためには、自治体、議会、地域団体が一体となった取り組みが必要であります。

大東四條畷消防組合議会といたしましては、管轄両市の災害対応能力のさらなる充実が図られるよう、大東四條畷消防本部と強固に連携して、住民の安全・安心な街づくりの実現に向けて、全力を注いでまいり所存でございます。

結びに、大東四條畷消防本部のさらなるご発展と消防関係各位のご健勝をお祈り申し上げ、記念誌発行お祝いの挨拶とさせていただきます。

— 消防組合副議長祝辞 —

大東四條畷消防組合議会

副議長 吉田 裕彦



このたび大東四條畷消防組合が発足10周年を迎えられましたことに、心からお祝いを申し上げます。

皆様方におかれましては、管内住民17万人の生命、身体及び財産を火災や地震等の災害から保護するとともに、これらの被害を最小限にとどめるため、日夜献身的にご尽力いただいておりますことに心から敬意を表します。

発足から今日までを顧みますと、大型台風や豪雨災害、大規模地震等の自然災害が相次ぎ、全国各地で甚大な被害が見られ、災害への対応は一段と重要なものに変化してまいりました。その中で大東四條畷消防本部においても署所の勤務環境の整備、消防車両等の更新、資機材の充実など消防力の強化が図られ、近代消防としての体制が著しく向上したものと実感しております。

今後も職員の皆様方に対する住民の期待はより高まってくるものと思われませんが、両市旧体制より受け継がれてきた経験と、広域化により充実強化された消防力を遺憾なく発揮していただき、住民の安全、安心を守るべく、なお一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

組合議会とも、皆様方のたゆまぬ努力の下に住民の安全、安心な暮らしがあることを胸に刻み、地域課題の解消に向け皆様方とともに取り組んでまいります。

結びにあたり、本記念誌作成にご尽力いただきました関係各位に感謝申し上げますとともに、大東四條畷消防本部のさらなる御活躍を祈念し、お祝いの挨拶といたします。

— 消防団長祝辞 —

大東市消防団

団長 戸野谷 益之



大東四條畷消防組合が発足 10 周年を迎えられ、記念誌を発刊されますことに心よりお祝い申し上げます。消防組合をはじめ関係者の皆様には、平素より消防団活動に格別のご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

近年の気象変化による局地豪雨などの自然災害や、今後の発生が懸念される南海トラフ地震等への対応など、地域に密着した防災機関である消防団への期待は更に高まっています。

また消防団を取り巻く状況も変化しており、職住分離の進展、少子高齢化、市民意識の変容等による社会環境の変化とともに団員の確保も年々厳しくなってきております。

地域住民に最も身近な消防団は、将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない存在であります。地域の防災リーダーとしての任務を自覚するとともに、今後も地域の皆様からの負託に対して誠心誠意努力し、全力で応えていく所存です。複雑多様化する災害から地域住民の皆様の安全と安心を守るため、「自分たちの地域は自分たちで守る」という郷土愛の精神のもと、消防関係者の皆様方と緊密に連携を図りながら消防団員が一致団結して精進してまいります。

皆様方には、今後もより一層のご支援、ご協力をお願い申し上げますとともに、大東四條畷消防組合の益々のご発展を祈念いたしまして、挨拶とさせていただきます。

— 消防団長祝辞 —

四條畷市消防団

団長 樋口 善信



大東四條畷消防組合が設立10周年を迎えられましたことを、心よりお祝い申し上げます。また消防関係者の皆様には平素より、消防団活動に多大なご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

近年の災害は、気候変動の影響で大規模化し、全国各地で土砂災害や河川の氾濫等が継続的に発生しており、いつ何時、同様の災害が発生するか分からない時代であります。

火災や大規模な自然災害から街と人々を守る地域防災において、消防団の機動力は大変重要なものであり、地域住民からも大いに期待されていると感じているところであります。

私たち消防団員は郷土愛に燃え、奉仕の精神を発揮して、一致団結のもとに地域住民の生命、財産を守る事を誇りとして、今後も一層精進してまいります。

これからの地域防災対策の充実を見据え、消防本部・消防署と連携し、更には近隣消防団との結束を固め、安全で安心な街づくりに取り組んでまいりますので、今後も変わらぬご支援とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本記念誌の編纂にご尽力を賜りました方々に心から感謝を申し上げますとともに、消防関係者の皆様のご健勝を祈念いたしまして、組合設立10周年を迎えての挨拶とさせていただきます。

2. 消防組合のあゆみ《広域化の経緯》



組合設立許可指令書交付式の様子
左：東坂大東市長（管理者）、右：松井大阪府知事（当時）

近年、都市構造の変化により災害は大規模・複雑化し、住民の消防への期待は膨らむ一方であるにもかかわらず、少子高齢化は急速に進展し必要な消防力の充実強化を図るための財源を確保することは困難な状況にあります。このような中においても、地域住民の安心・安全を守るという消防責任を十分に果たし、質の高い住民サービスを提供していくためには、効率的な消防体制の確立が急務となっています。

このため大阪府では平成20年3月に「大阪府消防広域化推進計画」が定められ、政令市を除く北部・東部・南河内・泉州の4つのブロックで、それぞれ検討が行われました。

大東市消防本部と四條畷市消防本部が加わる東部ブロックにおいても9市7消防本部で検討を重ねましたが、広域化の実現には至りませんでした。

しかし、この区域内において市街地や山間部が一体化し、都市形態も類似しており、効果的かつ効率的な広域消防体制を構築することにより両市の重要課題に対し大きな効果が期待できることから、平成24年8月17日「大東市・四條畷市消防広域化検討委員会」を設置し、消防の広域化について検討を開始しました。その後、同年12月に広域消防運営計画を作成するため「大東市・四條畷市消防広域化協議会」を設立しました。

平成25年6月には両市議会定例会において「大東四條畷消防組合の設置に関する協議について」が可決され、同年11月に大阪府知事から組合設立許可指令書の交付を受け、大東四條畷消防組合を設立しました。

そして平成26年4月1日、大東四條畷消防本部が広域消防業務の運用を開始しました。

大東四條畷消防本部発足式
平成26年4月1日



大東四條畷消防本部発足式の様子
東坂管理者から林消防長（当時）へ本部旗の授与

《消防組合の概況》



当消防組合は、大阪府の東部に位置する大東市と四條畷市の2市で構成されています。管内東部地区には、大阪平野を眺める飯盛山など北生駒の山々が連なりそのほとんどが「金剛生駒紀泉国定公園」に指定され、緑豊かな姿をみせています。特に北生駒山地の中核的エリアは、自然を活かした文化、研修、スポーツ・レクリエーションの場として、多くの人々に利用されており、大阪府の広域的な森林ゾーンとしての役割を担っています。さらに飯盛城跡は、三好長慶が居城した山城として、令和3年10月に国史跡に指定されました。

また、平坦地である西部地区は、幹線道路である国道163号や阪奈道路が東西に、大阪外環状線（国道170号）が南北に通っています。さらに中央部をJR学研都市線が通り、その沿線を中心に市街地が広がっており、緑豊かな自然と調和した大都市近郊のベットタウンとして発展してきました。

管轄人口は約18万人、管轄面積は約37km²、1本部2署3分署を配置し、各種災害に対応しています。

1

消防本部・大東消防署

大東市新町13番35号

竣工：平成4年3月



2

四條畷消防署

四條畷市西中野一丁目1番26号

竣工：昭和49年10月



3

大東消防署 西分署

大東市南郷町1番28号

竣工：平成4年3月



4

大東消防署 東分署

大東市野崎三丁目1番20号

竣工：平成21年3月



5

四條畷消防署 田原分署

四條畷市田原台七丁目1番11号

竣工：平成6年3月



《消防組合の沿革》

◇平成25年	11月	大東四條畷消防組合設立（大阪府知事から設立許可書）
	2月	大東四條畷消防組合議会第1回定例会
◇平成26年	4月	大東四條畷消防本部 業務開始（発足式）
	4月	高機能消防指令センター（Ⅱ型）運用開始
	10月	大東消防署に消防ポンプ自動車（CD－Ⅰ型）を更新配備
	10月	消防本部に連絡車を更新配備
	11月	四條畷消防署に高規格救急自動車を更新配備
◇平成27年	2月	大東消防署西分署に高規格救急自動車を更新配備
	4月	消防救急デジタル無線運用開始
	7月	枚方信用金庫からスクーター及びAEDトレーナー等を寄贈採納
	8月	大東消防署東分署に高所作業車を新規配備
	10月	大東市火災予防協会設立50周年記念式典（キラリエホール）
	11月	四條畷消防署に調査車を更新し、災害活動車を新規配備
	11月	四條畷消防署田原分署に消防ポンプ自動車（水Ⅰ－B型）を更新配備
◇平成28年	1月	四條畷消防署田原分署に高規格救急自動車を更新配備
	3月	大阪府LPガス協会北東支部大東部会から電子看板を寄贈採納
◇平成28年	9月	コミュニティ助成事業により大東市女性防火クラブ連絡協議会対象の心肺蘇生訓練用資器材を配置
◇平成29年	1月	大東消防署に35m先端屈折・水路付梯子消防自動車を導入
	4月	大東市幼年消防クラブ（幼稚園、こども園、保育所（園）9園）が結成
	7月	大阪府LPガス協会北東支部大東部会から遠心式ミストファン4台を寄贈採納
	7月	四條畷市防火協会設立40周年記念式典で消火栓標識、防火啓発DVD及びミスト式扇風機を寄贈採納
	9月	大東消防署に災害支援車を新規配備
	11月	大東消防署及び四條畷消防署の空気圧縮機を更新し、大東消防署に移動式空気圧縮機を配置
	11月	大東消防署に高規格救急自動車を更新配備

◇平成30年	1月	四條畷消防署に消防ポンプ自動車（CD-1型）を更新配備
	9月	コミュニティ助成事業により、忍が丘幼稚園幼年消防クラブに法被及び鼓笛隊用の太鼓を配置
	9月	消防本部に危険物号を更新配備
	12月	大阪府LPガス協会北東支部大東部会からカセットガス発電機、バックパネルを寄贈採納
◇令和元年	7月	コミュニティ助成事業により大東市女性防火クラブ連絡協議会にプロジェクター等の視聴覚資機材を配置
	7月	大阪府LPガス協会北東支部大東部会から救急訓練資器材AEDトレーナー等を寄贈採納
	11月	四條畷消防署に高規格救急自動車を更新配備
◇令和2年	4月	株式会社ルックからアルコール（ジェルタイプ）消毒液及びボトルを寄贈採納
	6月	枚方信用金庫から救命ボート、船外機、防災ウェーダー及びフロートキャッチャーを寄贈採納
	8月	四條畷市防火協会からタブレット端末（iPad）を寄贈採納
	9月	消防本部に広報車を更新配備
	11月	大東市防火防災協会から広報車「水来」及び子供用防火服を寄贈採納
	11月	コミュニティ助成事業により、四條畷市女性防火クラブ連絡協議会対象の心肺蘇生訓練用資器材を配置
◇令和3年	2月	大東消防署西分署に高規格救急自動車を更新配備
	3月	大東四條畷消防市民音楽隊解散
	6月	野崎工業株式会社から光触媒空気清浄機3台を寄贈採納
	7月	大阪府LPガス協会北東支部大東部会からタブレット端末及び防火防災学習用DVD等を寄贈採納
	8月	コミュニティ助成事業により、畷幼稚園幼年消防クラブに法被及び鼓笛隊用の太鼓を配置
◇令和4年	2月	四條畷消防署に救助工作車を更新配備
	3月	大東消防署に指揮車を更新配備
	3月	四條畷市防火協会から幼年消防クラブ員認定式用の啓発看板を寄贈採納
	6月	コミュニティ助成事業により、大東中央幼稚園幼年消防クラブに鼓笛隊用太鼓マレット等を配置
	7月	大東消防署に査察号を更新配備
	9月	救急振興財団から心肺蘇生訓練用資器材を寄贈採納
	12月	四條畷消防署田原分署に高規格救急自動車を更新配備

3. 広域化による効果《警防上の効果》



災害活動体制の強化

《災害活動体制の強化》

ここでは広域化により、消防活動上の市域境界がなくなったことによる現場到着時間の短縮や、出場車両の増加により初動体制が強化されたことなどについて紹介します。

(1) 出場（初動・バックアップ）体制の強化

(2) 現場到着時間の短縮

(3) 中高層建物への対応強化

(1) 出場（初動・バックアップ）体制の強化

◎広域化前 ⇒ それぞれ当該市の災害のみに出場

旧大東市
消防本部

本 署
西分署
東分署

3署で対応



旧四條畷市
消防本部

四條畷署
田原分署

2署で対応

広域化後

◎広域化後 ⇒ 初動段階で消防力を投入

大東四條畷
消防組合

大東 署
四條畷署
西 分 署
東 分 署
田原分署

5署で対応

(直近の4署が第1出場)



第2出場

4署の第1出
場隊を除く、
他隊が対応

別事案にも対応可能

《ポイント》

広域化前は、各市で発生した災害にそれぞれ対応していましたが、広域化後は市域の境界がなくなり、5署所のうち災害現場に近い4署所が、大東市及び四條畷市で発生した一つの災害に対応するため、初動段階で消防力を投入することが可能となりました。また、消防力の増強（バックアップ）が必要となる場合や、別の災害が発生した場合などでも、残りの署所から部隊を出場させることができるようになり被害の拡大防止に繋がっています。

(2) 現場到着時間の短縮

市域の境界がなくなり最大で**3分41秒短縮！！**

《現場到着時間の短縮が図れた地区の一例》

◎第1 出場で救急出場した場合

地区名	広域前	広域後	効果
大東市大字龍間	6:29	→ 2:48	3:41の短縮



◎管轄救急隊が出場中に、他隊が救急出場した場合

地区名	広域前	広域後	効果
四條畷市二丁通町	6:52	→ 4:37	2:51の短縮



※指令センターのGPS機能により算定

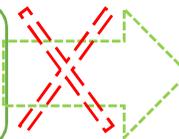
《ポイント》

高機能消防指令センターのGPS機能により、災害地点から最も近い署所の消防車や救急車を出場させることができるようになり、効率的な運用が可能となりました。特に東部山間部では、市域の境界がなくなったことで大幅な現場到着時間の短縮に繋がっています。また、管轄救急隊が出場中の第2救急事案でも次に近い署所の救急隊を出場させることができるため、同様に現場到着時間の短縮に繋がっています。

(3) 中高層建物の対応強化

《旧四條畷市消防本部》

対応車両
なし



《旧大東市消防本部》



広域化後

《大東四條畷消防組合》



《ポイント》

四條畷市の中高層建物火災等への対応が可能となるとともに、広域化後に新規導入した高所作業車は、コンパクトな車両で、はしご車が進入できない道路でも通行ができるため、両車を特性に合わせて活用することで、災害現場における活動の選択肢が増え、中高層建物への対応力が強化できました。

3. 広域化による効果 《警防上の効果》



救急需要への対応力強化

《救急需要への対応力強化》

ここでは広域化により、救急隊を常時5台運用することで、輻輳率が低下し、増加する救急需要にも対応できていることなどについて紹介します。

(1) 救急車の常時5台運用による輻輳率低下

(2) 救急隊員のスキルアップ

(3) 応急手当の普及拡大 (救命率の向上)

(1) 救急車の常時5台運用による輻輳率低下

広域化により、救急隊を増隊することなく
救急車の輻輳率が大幅に低下！！

※輻輳率：救急要請が集中して常時運用している救急車で対応できなくなる割合

《救急出場件数と輻輳率の推移》

年 度		全出場件数	予備救急車 出場件数	輻輳率
平成25年度	大東市	6,301	72件	1.14%
	四條畷市	2,608	55件	2.11%
	合計	8,909	127件	1.43%

広域化後

年 度	全出場件数	予備救急車 出場件数	輻輳率
平成26年度	9,127	6件	0.07%
平成27年度	9,239	5件	0.05%
平成28年度	9,652	24件	0.25%
平成29年度	10,020	38件	0.38%
平成30年度	10,105	53件	0.52%
令和1年度	10,282	33件	0.32%
令和2年度	9,145	35件	0.38%
令和3年度	9,946	47件	0.47%
令和4年度	11,521	106件	0.92%

《ポイント》

広域化前と比較して救急出場件数が約30%増加していることから、両市が旧消防本部を維持していた場合、それぞれに救急隊の増隊が必要になっていた可能性があり、増員による人件費の増加が見込まれます。しかし広域化により、既存の常時運用する救急車5台（旧大東市3台、旧四條畷市2台）を統制して運用することで、輻輳率を低下させることに繋がり、重複して発生する救急事案にも対応が可能となっています。

(2) 救急隊員のスキルアップ

救急救命処置の資格取得者が増加！！

《運用救急救命士の特定行為 養成・資格取得状況》

年 度	救急救命士	気管挿管 (硬性喉頭鏡)	気管挿管 (ビデオ喉頭鏡)	拡大2行為※
令和5年度	32人	31人	29人	27人
		96.9%	90.6%	84.4%

※ 心肺停止前傷病者に対する輸液・血統測定及びブドウ糖投与

《 救急技術練成会 》

付与された想定事案に対して現場さながらの活動を実施し、指導救命士等から評価を受けることで、隊の連携強化などによる救急活動のスキルアップを図っています。



《 救急症例検討会 》

過去の症例から特異な病態や、活動困難事例などを発表し、その活動に対する対応策等をディスカッションして共有することで、救急隊員のレベルアップを図る。

《ポイント》

救急隊が全隊専任化されたことで、消防隊等との連携訓練や全救急隊を対象としたシミュレーション訓練に加え、指導救命士を主体とした教育・研修を実施するなど、これまで以上に救急隊員のスキルアップが図れています。また、救急活動で中心的な役割を担う救急救命士の養成や救命処置拡大に伴う資格取得など、計画的な派遣が継続して行えるようになり、救急業務の高度化に繋がっています。

(3) 応急手当の普及拡大（救命率の向上）

《 普通救命講習 実施状況 》

年 度	開催回数	受講者数
平成26年度	57回	1289名
平成27年度	57回	1092名
平成28年度	56回	1388名
平成29年度	51回	1132名
平成30年度	51回	1096名
令和1年度	53回	1146名
令和2年度	19回	332名
令和3年度	18回	298名
令和4年度	52回	870名
合計	414回	8643名



《 応急手当普及員の養成数 》

養成数	普及員が指導した講習の受講者数（延べ）
299名	9282名

《ポイント》

救急隊が到着するまでの間、バイスタンダー（その場に居合わせた人）による適切な応急処置が傷病者の予後を大きく左右することから、心肺蘇生法や応急手当に関する講習を積極的に実施しています。さらに自らの事業所などにおいて心肺蘇生法等を指導する応急手当普及員の養成や少年期から応急処置を身近なものにするため小学4年生を対象とした応急処置講習を実施するなど、バイスタンダーの育成に取り組み、救命率の向上を図っています。

3. 広域化による効果 《警防上の効果》



火災予防業務の充実・強化

《火災予防業務の充実・強化》

ここでは広域化により、予防業務担当者を専任化することができたことで、様々な施設に立入検査を実施することが可能となり消防法令の違反是正に繋がっていることなどについて紹介します。

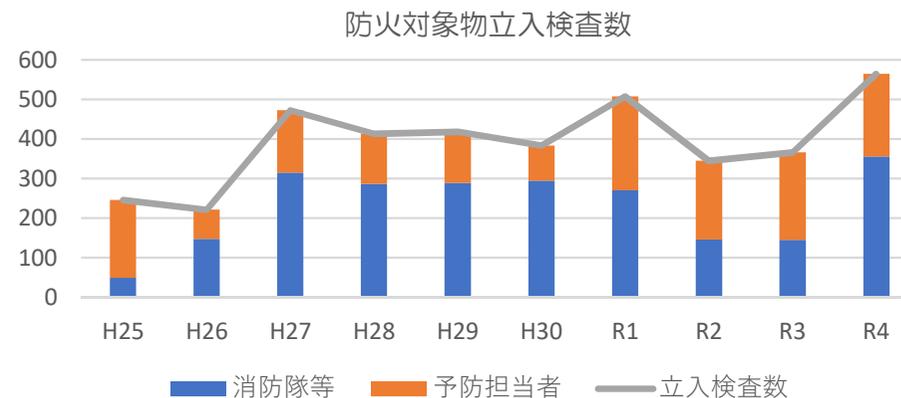
(1) 立入検査や警防査察の強化

(2) 予防業務担当者の育成

(3) 住宅防火啓発の充実

(1) 立入検査や警防査察の強化

広域化前に比べ、立入検査の実施数が倍増！！



年度	消防隊等	予防担当者	立入検査数
平成25年度	49	197	246

年度	消防隊等	予防担当者	立入検査数
平成26年度	147	74	221
平成27年度	315	157	472
平成28年度	286	127	413
平成29年度	289	129	418
平成30年度	294	89	383
令和1年度	270	237	507
令和2年度	146	199	345
令和3年度	145	221	366
令和4年度	355	209	564

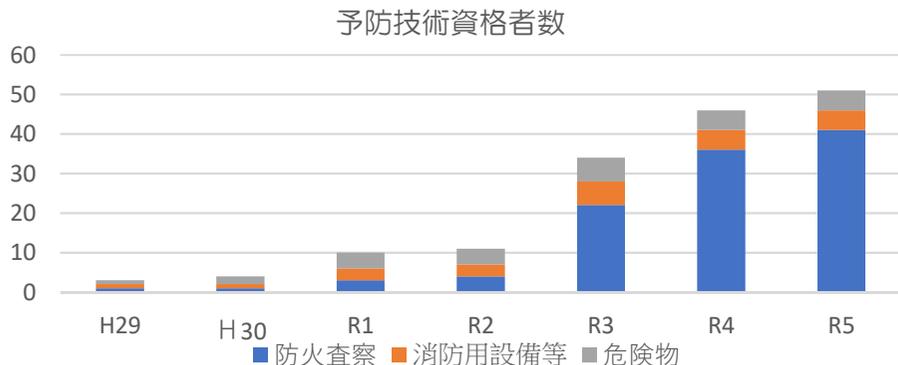
《ポイント》

管轄内に数多く存在する防火対象物を、限られた予防担当者で立入検査することは困難であることから、消防隊等による立入検査（警防査察）を推進してきました。予防担当者が署員に対して検査実施に向けた研修を行うことで、消防隊等による立入検査が可能となり、より多くの防火対象物への立入検査が実施でき、火災予防業務の充実・強化が図れています。

(2) 予防業務担当者の育成

《予防技術資格者認定制度》

総務省消防庁が定める試験「予防技術検定」に合格し、かつ、予防業務に一定期間の実務経験を有した職員を認定する制度です。



《認定区分》

「防火査察専門員」
「消防用設備等専門員」
「危険物専門員」



《区分別認定者の推移》

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
防火査察	1	1	3	4	22	36	41
消防用設備等	1	1	3	3	6	5	5
危険物	1	2	4	4	6	5	5

《ポイント》

火災を予防することは、消防にとって重要な業務です。広域化により予防業務担当者を専任化することができ、防火管理上の不備や消防用設備等の消防法令違反に対しても、より迅速な対応が可能となり違反是正が進んでいます。また、専門的な知識・技術を有する予防担当職員の認定制度を制度化し、火災予防の一翼を担うリーダーを育成しています。

(3) 住宅防火啓発の充実

《防火講話による啓発》

消防署からのお知らせです！

出前講座を行っています！

消防職員が地域単位クラブや各種活動の集まりに伺って、住宅火災や病気・怪我の予防についてお話をさせていただきます。

★ 出前講座のお申込みについて 費用は無料です。

- ・ 平日 9:30～17:00までの間（講話時間 30 分程度）
- ・ まずは、お電話で日程調整
- ・ 別紙「防火講話依頼書」を提出（持参・FAX・郵送）

★ 消防職員からのメッセージ

住宅火災や家庭内で起こる病気や怪我には共通点があります。その共通点を知ること、事故を未然に防ぐことができます。



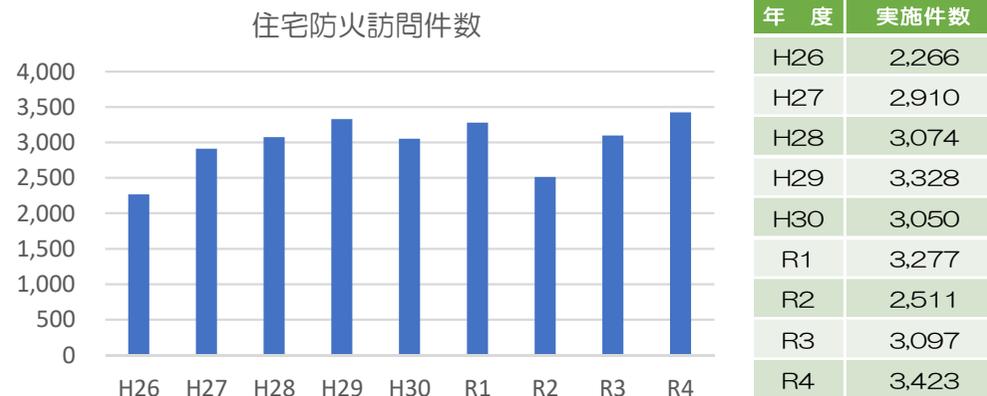
※お申し出があれば伺いますので、お気軽にお申込みください。

連絡先：大東四條町消防本部 予防課 【担当 高見・山口】
電話 (072) 872-2342 FAX (072) 870-0119



《住宅防火訪問の実施》

毎年約3,000世帯に対し、住宅防火訪問を実施しています！



《ポイント》

住宅火災による死者数は火災全体の約70%を占め、その死者の約75%が65歳以上の高齢者となっています。このことから広域化後は、高齢者を対象とした「防火講話」や、ご自宅を訪問し、直接、防火啓発を行う「住宅防火訪問」を実施するなど、高齢者を中心とした住宅防火啓発の地道な「草の根活動」を行っています。

3. 広域化による効果 《人事上の効果》



現場活動要員の増加

《現場活動要員の増加》

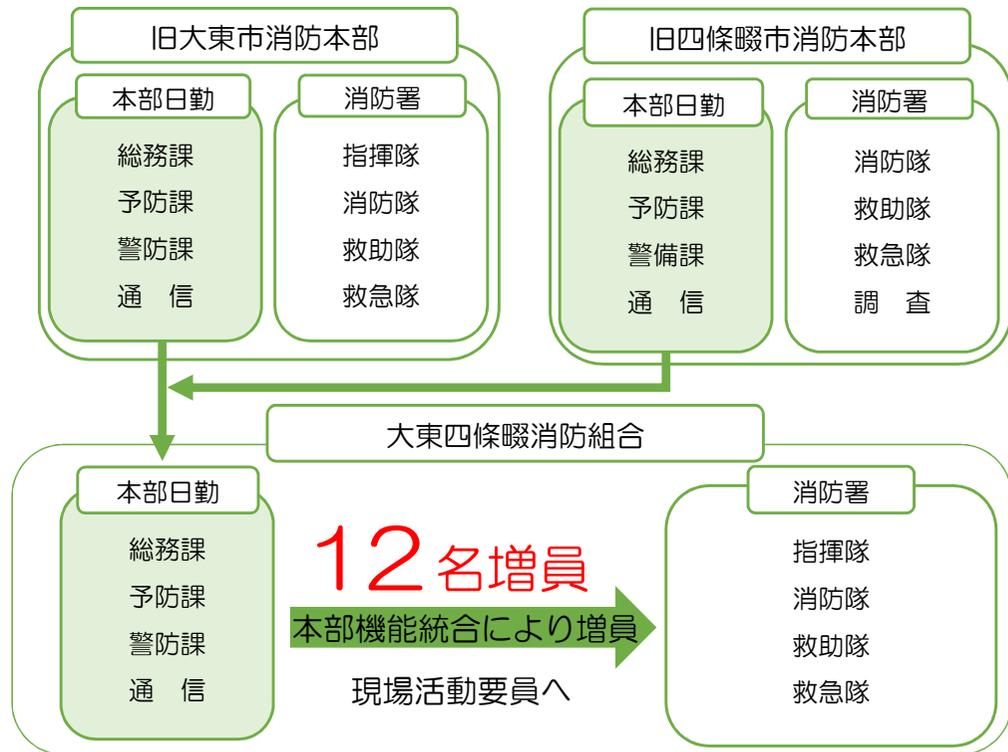
ここでは広域化により、事務部門や通信指令室を統合し、効率的に一元化できたことで、現場活動要員を増員することができ、災害対応力が強化できたことなどについて紹介します。

(1) 本部機能統合による現場活動要員の増加

(2) 単独運用による出場体制の強化

(3) 専任隊による隊員の高度化

(1) 本部機能統合による現場活動要員の増加



《組織再編による現場活動要員の増加状況》

田原分署 当直勤務者4人名体制 ⇒ 7名体制 【全体で9名増加】

東分署 高所作業車を新規導入 ⇒ 2名体制 【全体で6名増加】

※旧四條畷署調査車（1名）を指揮隊に統合【全体で3名減少】

《ポイント》

両消防本部の事務部門（総務課、警防課、予防課）及び通信指令室を統合し一元化するなど、広域化のスケールメリットを活かし現場活動要員が12名増員できたことにより、主要部隊で一部兼任隊であった部隊を専任隊（適正配置計画により再編成）にすることができ、災害対応力を強化することができました。

(2) 単独運用による出場体制の強化

《田原分署の部隊再編》



火災(救急)出場時、救急(火災)出場は対応不可

広域化前の田原分署



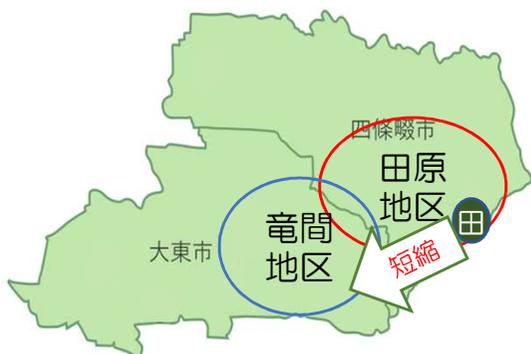
乗換運用

広域化後の田原分署



単独運用

《田原分署管轄区域の拡大》



常時 どちらの事案にも対応可能となり、管轄区域も**拡大**

《ポイント》

広域化前の田原分署では、災害種別により消防車と救急車を乗り換え出場していましたが、広域化後は、増えた現場活動要員を再編成したことで単独運用が可能となり、常時どちらの事案にも出場できるようになりました。併せて管轄区域を見直し、第一出場区域に龍間地区を加えました。これにより当該地区における現場到着時間の短縮が図れました。

(3) 専任隊による隊員の高度化

専門的な訓練や研修により、技能向上が図られています！！

《救助技術近畿地区指導会》

救助隊員の技術向上を目的に毎年実施されています当訓練大会において「ほふく救出訓練」に出場し、平成26年度と令和4年度に**大阪府1位**となり、全国大会出場を勝ち取りました。レベルの高い当消防本部の技術は他の消防本部からも注目されています。



《大阪府下警防技術指導会》

消防隊員の技術向上を目的に平成25年度から実施されている訓練大会で、府下消防本部の消防部隊が消火技術を競います。当消防本部では訓練趣旨に則り5署所の全消防隊15隊が訓練を行い技術向上を図り内部選考会を実施し、出場隊を決定しています。

《ポイント》

広域化により現場活動要員を増やせたことで、一部で兼務隊員（本部事務との兼務等）であった隊員を、すべて専任隊員にすることができ、より専門的な訓練や研修を実施することが可能となり、隊員の知識・技術の高度化が図れています。さらに専任隊となった隊員のモチベーションも向上し、各部隊で活動する隊員の活性化にも繋がっています。

3. 広域化による効果 《人事上の効果》



《人材育成と人材確保》
 ここでは広域化により、高度な職員研修の派遣が可能になったことによる効果や、女性消防吏員の活躍を推進するため、女性職員の採用や施設整備等を実行していることなどを紹介します。

- (1) 高度な研修派遣等の充実
- (2) 優秀な人材の確保
- (3) 女性消防吏員の活躍推進

(1) 高度な研修派遣等の充実

《主な高度研修の派遣先》

派遣先	研修名
消防大学校（総務省消防庁）	上級幹部科・幹部科
大阪府立消防学校	学校教官
高度専門教育訓練センター	救急救命士養成課程

《免許取得助成制度の導入》

助成種別	助成額
大型自動車免許	80,000円～130,000円
中型自動車免許	20,000円～65,000円
船舶免許	15,000円

※助成額は所有する免許と取得する免許で異なります。
 ※中型自動車免許は準中型自動車免許を含みます。

《部内研修・職階研修》

研修派遣者は、学んだ知識を自己に留めるのではなく部内の職員に対する研修を行う役割を担っています。
 また昇任・昇格時などには職階研修を実施し、当該職階で求められる能力について学ぶことで、当該職員の活躍を促進しています。



《ポイント》

広域化前には困難であった高度な研修への派遣が可能となり、併せて専門的な業務研修へ積極的に派遣することにより、職員の技能向上が図られています。また、学んだことを部内研修として職員へフィードバックするなど、全体的な知識・技術のボトムアップに繋がっています。他にもポンプ車等の運転に必要な自動車免許の取得に対する助成制度を導入し、多くの職員が活用することで機関員の確保に繋がっています。

(2) 優秀な人材の確保

《職場見学会の開催》

当消防組合では、開催日を定めず見学者の希望により実施日を決定し、少数で開催しています。そのため見学者との距離も近くなり、アットホームな見学会となっています。



《職場環境整備の取り組み》



当消防組合では、消防組織にありがちな封建的な組織ではなく、民主的で安心して働ける職場環境に向けた取り組みを推進しています。

- ・自己申告（異動希望）制度
- ・仮眠室の個室化
- ・全署所に女性職員専用施設の設置
- ・男性職員の育児休業取得促進
- ・消防職員委員会の充実
- ・安全衛生委員会の充実
- ・ハラスメント相談員の配置
- ・健康相談員の配置（悩み相談窓口）
- ・職員互助会の充実（クラブ助成等）
- ・自動車免許等取得助成制度
- ・新人職員育成マニュアル など

《ポイント》

将来に渡り安定した組織運営を行っていくには、優秀な人材の確保が重要となります。このことから当消防組合では職員採用試験の募集にあたり、各種学校訪問や就職説明会への参加に加え、職場見学会やSNSなどを通じ、広域化により組織力が強化されたことや動きやすい職場環境を整備していることなどを積極的にPRしてきたことで、組織イメージや知名度が上がり採用試験受験者の確保に繋がっています。

(3) 女性消防吏員の活躍推進

職員数190人中、女性消防吏員11名（令和5年4月1日現在）



《女性消防吏員の割合》



高水準



国は女性活躍を推進するため、全国の消防組織における女性消防吏員の割合「5%」を目標に掲げています。



配置先	総務課	予防課	消防隊	救急隊	通信指令室
人数	1	2	4	2	2

《ポイント》

広域化により組織規模が大きくなったことで様々な部署で勤務することが可能となり、平成29年度には、すべての署所に女性職員が当直勤務できる施設を整備し、男女隔たりなく勤務できる環境になりました。

また、女性職員の幹部育成を目的に府立消防学校教官に派遣するなど、女性職員が活躍できる環境を整備しています。これらのことが評価され、女性の採用試験受験者も増えています。

3. 広域化による効果《財政上の効果》

財政支援の活用と効率的な整備

《財政支援の活用と効率的な整備》

ここでは広域化により、特殊資機材や高度な設備の重複投資を避けることができ、また、国の補助金などの有利な財政支援を活用することで、効率的な整備が可能になったことなどを紹介します。

(1) 特殊資機材等の効率的な整備

(2) 広域化による財政支援の活用

(3) 広域化関連事業費と財政支援額

(1) 特殊資機材等の効率的な整備

屈折式梯子車



最大地上高は35m
先端部分の屈折機能によりスムーズな救助活動が行える。

高所作業車



梯子車が進入できないような狭い場所でも高所からの放水活動が行える。

水槽付ポンプ自動車



最大1.5トンの水を積載することができ、水利のない場所でも放水活動が行える。

高機能消防指令センター



119番通報により消防車両を出場させる。GPS機能で直近の車両に指令を出せる。

移動式空気充填機



隊員の空気呼吸器に空気を充填する。持ち運びができ火災現場でも使用できる。

BC災害対策資機材



細菌や化学物質による特殊な災害で使用し現場で活動する隊員を防護する。

《ポイント》

広域化することで、高機能消防指令センターや消防救急デジタル無線等の高額な設備の重複整備を避けるとともに、国の補助金などの財政支援を活用することができ、効率的な財政運営に繋がりました。また、屈折式梯子車等の特殊車両をはじめ、上記の様々な特殊資機材も効率・効果的に整備することが可能となりました。

(2) 広域化による財政支援の活用

消防の広域化	一部事務組合	特別交付税	消防広域化準備経費 ・広域消防運営計画策定経費 ・広域化協議会負担金 ・協議会委員報酬 ・広報誌作成費 等 消防広域化臨時経費 ・消防本部の統合、署所の再配置に伴う通信施設、設備等の整備に要する経費 ・消防本部の名称、場所の変更等に伴い必要となる経費 ・業務の統一に必要なシステム変更、規程の整備等に要する経費 等
		地方債	防災対策事業債及び緊急防災・減災事業債 ・消防署所等(消防署、出張所及び消防指令センターをいう)の増改築。 ・統合される消防本部を消防署所等として有効活用するために必要となる増改築。 ・消防本部の統合による効率化等により、機能強化を図る消防用車両等の整備。 一般事業債・一般補助施設整備等事業債 ・消防本部庁舎の整備
		補助金優先配分	消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金を活用する際、その交付の決定に当たって特別の配慮を行う。

※ 財政支援が適用される要件、年限等は個別に定められています。

名称	種別	措置額(千円)	主な内容
消防防災施設整備費補助金	補助金	49,629	高機能消防センターの整備
※ 補助対象となる基準額の1/3を補助			
消防広域化臨時経費	特別交付税	72,850	広域化の初期整備に必要な物品の購入・業務委託等
※ 広域化に伴い臨時に増加する経費について、一般財源の1/2の額を算入			
緊急防災・減災事業費	地方債	392,767	消防デジタル無線・はしご車・消防庁舎改修等の広域化関連事業
※ 起債充当率は100% 元利償還金について、その70%を基準財政需要額に算入			
その他の交付金	交付金	135,348	高機能消防指令センターの整備
※ 平成25年に特別の措置として創設された「地域の元氣臨時交付金」を利用			

《ポイント》

消防の広域化が条件となっている国の補助金などの有利な財政支援を活用することが可能となり、少ない費用負担で高額な特殊資機材等を整備することができました。(広域化後5カ年度の事業が支援対象)

(3) 広域化関連事業費と財政支援額



事業費の
72%に充当



《ポイント》

【例】 屈折式梯子車(平成28年度に財政支援を受けて購入)
 緊急防災減災事業債にて約2億円で購入。このうち70%の約1.4億円が交付税に措置されるため、実質負担額は約6,000万円となりました。
 (大東市:約3,900万円、四條畷市:約2,100万円)

3. 広域化による効果 《財政上の効果》

スケールメリットを活かした効果的な財政運営



《スケールメリットを活かした効果的な財政運営》

ここでは広域化によるスケールメリットを活かしたり、独自の財政運営を進めてきたことにより、広域化前と比べ、高い費用対効果を生んだ事業などについて紹介します。

(1) 広域化に関連した施設改修

(2) 大規模な設備の一元化による財政効果

(1) 広域化に関連した施設改修

○消防署仮眠室の個室化

広域化により増強された現場要員の仮眠室を増室しました。また個室化によって衛生環境も整えています。



○消防署女性専用施設の整備

女性職員が安心して働ける勤務環境を整えるため、全ての施設に女性用の仮眠室と浴室を整備しました。



○各種事務システムの整備

文書管理システムによる事務決裁や庁内グループウェアによる情報共有のため、全ての施設を専用回線で接続しています。

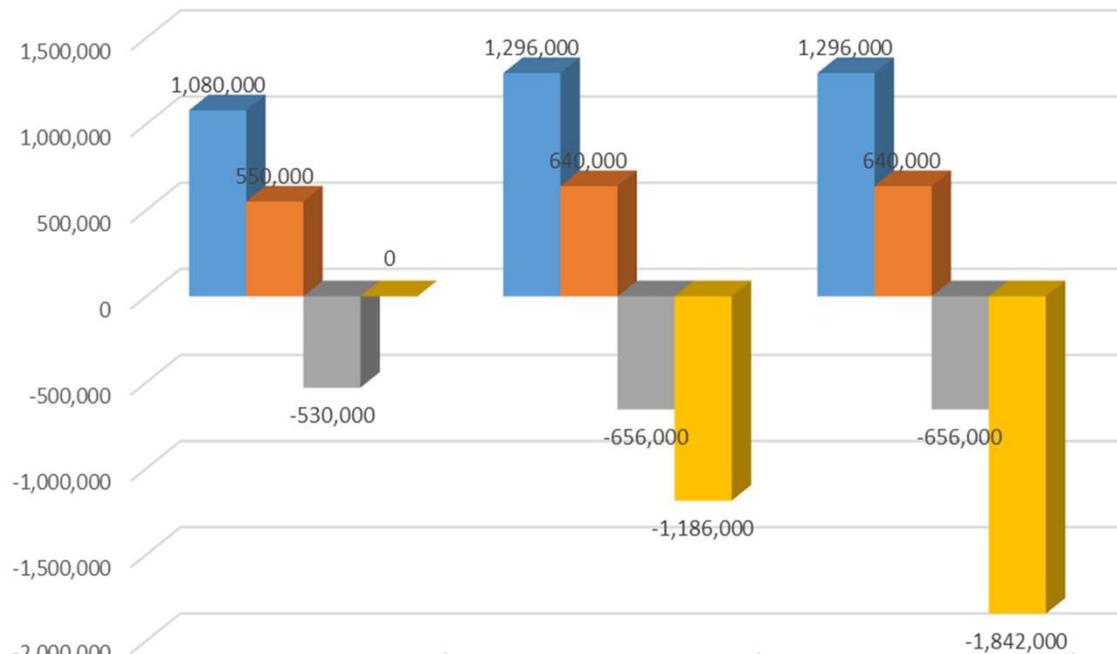


《ポイント》

広域化による財政支援を活用し、人員の再編で増加した交替制勤務職員の仮眠室と女性専用施設（浴室・トイレ・仮眠室）を整備しました。また、各種事務システム等を整備したことで、消防署間での情報共有や意思決定の迅速化に繋がっています。

(2) 大規模な設備の一元化による財政効果

当消防組合の広域化による財政上の効果で最も大きなものとして、消防指令センターや消防救急デジタル無線をはじめ、はしご車や特殊資機材などのような高額な設備の重複投資を回避し、一元的に高機能な設備を整備できたことが挙げられます。



■ 両市における基本的な整備額の合計

■ 広域化により一元化した整備額(実績)

■ 広域化共同整備－構成市単独【2市合計】

■ 将来にわたる効果額の累積(試算)

《ポイント》

消防の心臓部とも言える消防指令センターと消防救急デジタル無線設備は、消防活動の基盤であり定期的な更新が必要ですが、広域化により一元化して整備することで、投資的な経費の重複を避けることができ、将来に渡って大きな財政メリットが生まれます。

4. 近年の災害需要への対応



新型コロナウイルス感染症との闘い

※訓練の様子

《新型コロナウイルス感染症との闘い》

ここでは新型コロナウイルスの感染拡大により、逼迫する救急需要や人員確保等に困難を極めました。様々な施策により対応したことについて紹介します。

(1) 逼迫する救急需要への対応

(2) 搬送困難症例への対応

(3) 感染防止対策（施設改修等）

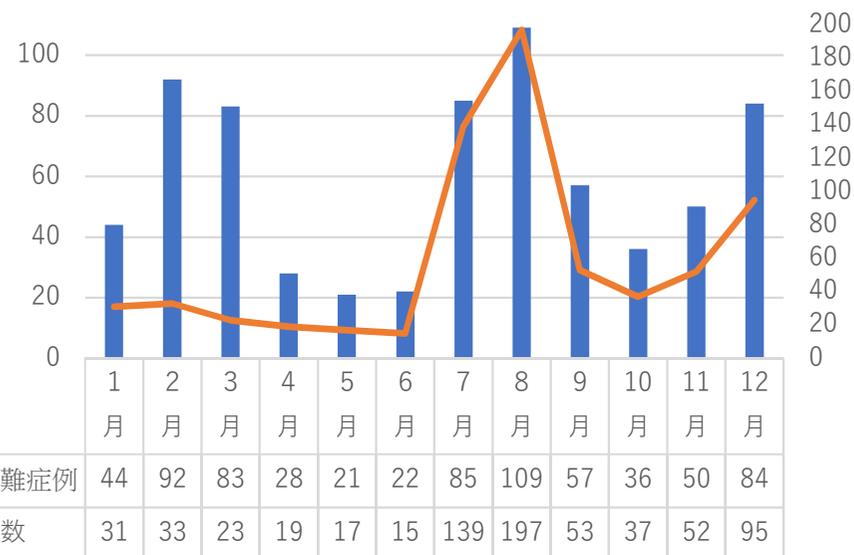
(1) 逼迫する救急需要への対応

《搬送困難症例と陽性者数》

当該感染症のまん延に伴い発熱症状を呈する傷病者による救急要請が増加し、医療機関への搬送が困難な状況となりました。

救急現場では陽性者数の増加に伴い、医療機関への受け入れ要請連絡の回数が4回以上、かつ現場滞在時間30分以上の件数が大幅に増加し、令和4年のピーク時には一ヶ月の出場件数の約10%となり、最長で12時間以上滞在した事案も散見され、交通事故や一般負傷など、発熱以外の疾病等も含めた救急需要に大きな影響を与えました。

令和4年 搬送困難症例と陽性者数



《ポイント》

逼迫する救急需要に対応するため、医療機関受け入れ体制の改善を求め、大阪府四條畷保健所との調整を重ね、管内二次医療機関及び北河内圏域における受け入れ医療機関の確保に努めるとともに、現場滞在時間が長時間となった救急隊に対する隊の交替や勤務ローテーション等を実施し、救急隊員の疲労回復等に取り組みました。

(2) 搬送困難症例への対応

◎強化された消防力が威力を発揮

職員が減員するなか、感染症の陽性者増加に伴う救急需要の逼迫に対応するためには、安定した救急体制の確保と隊員の負担軽減が必須となり、人員確保に向けた対応を行いました。これらの対応は、広域化により救急車が最大7台運用できたことや組織（職員）規模が大きくなったことによりできたものと言えます。

《感染症待機ステーションの設置》

搬送先医療機関が決定せず長時間の待機が見込まれる場合、当該救急車の運用ができなくなるため、救急車の稼働と陽性者の負担軽減を考慮し、予備救急車の活用と更衣室を改装し独自で応急待機室を開設、搬送先が決定するまでの間の負担を軽減しました。



3名まで収容可能な応急待機室

《待機ステーション運用招集体制》

応急待機室に陽性患者を収容した場合、症状の観察が必要のため、輪番で観察要員を配置しました。

夜間や祝日等において人員が不足した場合は、職員を招集して対応できるよう、待機ステーション招集体制を構築し、必要な人員の確保を行いました。



《ポイント》

救急隊員の負担軽減及び現場活動要員を確保するため、特殊車両の乗り組み人員の減員などの工夫や、本部職員及び署所間を超えた勤務地の移動等、組織全体での取り組みが困難な状況の克服に繋がりました。このことは広域化により消防力が強化されたことが大きく寄与しており、広域化していなかった場合、旧消防本部の体制では十分な対応ができなかったことが予測されます。

(3) 感染防止対策（施設改修等）

感染症は、職員やその家族にまでおよび、罹患や濃厚接触者の指定による出勤停止は組織運営や出場体制に大きな影響を及ぼしました。そこで各所属等における感染防止対策の徹底や、施設の改修等を行いました。

感染防止対策

- ・出勤時の検温及び体調等の確認
- ・手洗い、消毒、マスク着用の励行
- ・三密（密閉、密集、密接）の回避
- ・事務所や食堂のパーテーション設置
- ・仮眠室や浴室の個室化（改修）
- ・洗面所の水栓を非接触型自動水栓に



仮眠室の個室化（大東署）

業務継続体制

大阪府のコロナ警戒信号等を参考に独自のフェーズを定め、業務や行動規制を行い対応するとともに、職員の感染により大幅な減員があった場合を想定し、5署所ある各隊の人員配置を調整することなどをあらかじめ定めて対応しました。

これにより、火災や救急などの事案においても、一定以下に消防力を低下させることなく対応することができました。



浴室の個室化（四條畷署）

《ポイント》

策定した新型コロナウイルス感染症業務継続体制により組織運営や活動要員の確保しつつ、職員や家族の健康保持を目的に、来庁者等にも呼び掛けながら組織全体で感染防止対策に取り組みました。さらに24時間勤務する消防職員において、感染防止対策としての施設等の改修は必要不可欠と判断し、国における有利な財政支援を活用し、効果的な設備投資で将来に渡り安定した組織運営に繋がりました。

4. 近年の災害需要への対応

緊急消防援助隊としての活動

《緊急消防援助隊としての活動》

ここでは大規模災害により、甚大な被害が発生した際に、都道府県単位で編成され、被災地で救助活動等を行う緊急消防援助隊の広域的な消防活動について紹介します。

(1) 緊急消防援助隊について

(2) 緊急消防援助隊としての派遣活動

(3) 受援計画の策定と各種訓練

(1) 緊急消防援助隊について



《緊急消防援助隊の編成》

指揮支援隊、統合機動部隊指揮隊、都道府県大隊等に区分され各都道府県大隊には、消火、救助、救急、後方支援、通信支援及び航空等の小隊が登録されています。

《当消防組合の小隊登録》

- ・消防隊 2隊
- ・救急隊 2隊
- ・救助隊 1隊



登録された全国の部隊は、大規模災害や特殊災害が発生した際に消防庁長官の指示又は求めにより直ちに出勤する体制となっています。



《ポイント》

緊急消防援助隊は、平成7年（1995年）1月17日の阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、大規模災害等において被災した都道府県内の消防力では対応が困難な場合に、人命救助活動等をより効果的かつ迅速に実施できるように全国の消防機関相互による援助体制を構築するため同年6月に創設されました。当消防組合においても各小隊を登録して出場に備えています。

(2) 緊急消防援助隊としての派遣活動

《当消防組合の派遣、活動状況》

平成28年4月熊本県地震

救急隊1隊

【第1、第2次派遣 計6名】



平成30年7月豪雨（広島県）

後方支援隊員【第1、第2次派遣 計4名】

消火隊1隊 【第1、第2次派遣 計8名】



令和6年1月能登半島地震

後方支援隊員【第1～第5次派遣 計5名】



《ポイント》

消防組合が設立され10年が経ちますが、この間においても、全国各地で地震や豪雨による大規模災害が発生し、当消防組合からも、熊本地震をはじめ、広島県の能登半島地震に出場し、迅速に派遣隊員を選出し、出場準備を行うと共に次期以降の派遣職員の調整や、管轄内の消防体制の維持等に努めました。

(3) 受援計画の策定と各種訓練

《受援計画に基づく基本訓練》

管轄内の大規模災害に対して、応援を要請するとなれば受け入れ側としての準備等が必要となるため、受援計画を策定し、組織全体で統一した対応が行えるよう、災害発生を想定した業務継続計画やタイムラインに基づく図上訓練等を実施し、大規模災害時における対応力強化に努めています。

《緊急消防援助隊の訓練》

緊急消防援助隊としての技術向上及び連携活動能力の向上を図るため、全国合同訓練及び地域ブロック合同訓練を行っています。

全国合同訓練は、全ての都道府県が参加する最大規模の訓練で概ね5年ごとに実施され、全国を6つに区分した地域ブロックでは、毎年、合同訓練が実施され、当消防組合は近畿ブロック合同訓練に参加しています。



図上訓練の様子

土砂災害救出訓練の様子



《ポイント》

管轄内において発生した大規模な災害に対して、当消防組合の消防力では対応が困難な場合に、消防力の受援を受けるために応援要請に関する事項等を定めた受援計画を策定しています。応援要請は、災害規模に応じて近隣消防への応援、大阪府下広域消防相互応援協定に基づく応援、さらに緊急消防援助隊の出動要請と段階的に拡大させる計画となっています。

4. 近年の災害需要への対応



近隣消防本部等との連携活動

《近隣消防本部等との連携活動》

ここでは近隣消防本部と、相互応援を求められることができる協定を締結し、大規模な災害等により消防力が不足した場合の応援協力体制を構築していることについて紹介します。

(1) 消防相互応援協定について

(2) 応援協定に基づく連携訓練

(3) 関係機関による連携訓練

(1) 消防相互応援協定について

消防の相互応援協定とは、消防組織法第39条第2項に基づき市町村長等の間で締結する協定のことです。市町村は、消防に関し必要に応じて相互に応援すべき努力義務があるため（同法第39条第1項）、消防の相互応援に関して協定を締結するなどして、大規模災害や特殊災害などに適切に対応できるようにしています。

《消防組合が締結している相互応援協定》

名 称	締結年月日	協 定 先
大阪府北ブロック 消防相互応援協定	昭和40年6月22日	吹田市、守口市、高槻市、 枚方市、茨木市、寝屋川市、 門真市、摂津市、交野市、 島本町、枚方寝屋川消防組合、 守口市門真市消防組合
大阪市・大東四條畷消防組合 消防相互応援協定	昭和40年12月1日	大阪市
東大阪市・大東四條畷消防組合 消防相互応援協定	昭和42年6月1日	東大阪市
北部生駒山系林野火災 消防相互応援協定	昭和44年9月1日	交野市、生駒市
大阪市・大東四條畷消防組合 航空消防応援協定	昭和45年10月1日	大阪市
大阪府下広域消防相互応援協定	昭和63年9月1日	府下全域
第二京阪道路消防相互応援協定	平成22年1月27日	京田辺市、交野市、 枚方寝屋川消防組合、 守口市門真市消防組合
生駒市・大東四條畷消防組合 消防相互応援協定	平成27年5月19日	生駒市

《ポイント》

消防組合では大阪府下の消防本部で締結している大阪府下広域消防相互応援協定をはじめ、隣接する消防本部と協定を締結しており、相互に管内で発生した災害が保有する消防力で対応が困難な場合に、近隣消防本部に応援を要請し、消防力の支援を受けることで災害に対応するものです。これら協定を結ぶことで、様々な有事に備えています。

(2) 応援協定に基づく連携訓練

《大阪市消防局鶴見消防署との合同訓練》

大東消防署西分署では、管轄境界付近で大規模な建物火災の発生を想定し、普段、活動を共にすることのない隣接する消防署の部隊と消火活動訓練を実施することで、相互応援時の連携した部隊活動を強化しています。



《交野市、生駒市との3署合同訓練》

四條畷消防署田原分署では、隣接する山間部を管轄に持つ、交野市消防署と生駒市消防署で府県境界付近で大規模な山林火災が発生、所属の違うそれぞれの消防署から応援部隊が出場する想定により訓練を実施し部署位置の調整や合同指揮本部の設置などを行い、連携・協力体制の強化を図っています。



《守口市門真市消防組合との合同訓練》

大東消防署指揮隊及び西分署が、門真消防署と共同住宅火災を想定した合同訓練を実施し、設置した合同指揮本部の情報を共有しながら統制の取れた消火・救助活動を行うなど有事の際の連携強化に努めています。



《ポイント》

当消防組合では、近隣消防本部と相互応援協定を締結し、管轄内で大規模災害や特殊災害などで消防力の不足が見込まれる場合に、近隣消防本部へ応援を要請し、消防力を増強する体制を構築しています。従って、有事の際には、近隣消防本部の応援部隊と連携して活動することが必要となることから、円滑な活動ができるよう日頃から合同訓練を実施しています。

(3) 関係機関との連携訓練

《四條畷警察署との合同訓練》

近年、全国各地で発生する集中豪雨による河川氾濫等に備え、四條畷警察署と合同でボートによる救出訓練を実施しています。

この訓練では、冠水に見立てた池で、溺れている要求書者をボートに引揚げするなど、ボート操作や船上救助の技術向上を図っています。



《大阪市消防局航空隊との研修会》

大阪市消防局航空隊にて消防ヘリの運用に関する研修会を実施しました。

航空隊では2機の消防ヘリを運用し、能登半島地震でも緊急消防援助隊航空部隊として出場しています。

管轄内で発生した大規模な火災や救助事案等に出場要請する場合があるため、航空隊が出場した際の連携要領等の確認を行い、有事に備えています。



《ポイント》

近年、全国各地で発生する自然災害等に備え、様々な想定の下、関係機関と連携を密にしておくことが重要です。このことから管轄警察署や大阪市消防局航空隊をはじめ、鉄道などの公共交通機関と連携を図るため、合同訓練等を積極的に行っています。

4. 近年の災害需要への対応



消防団との連携活動

《消防団との連携活動》

ここでは、火災をはじめ自然災害などの災害が発生した際に連携した活動が重要となる消防団との実践訓練や、防火啓発活動について紹介します。

(1) 災害需要と消防団活動

(2) 消防団との連携訓練

(3) 防火啓発活動の連携

(1) 災害需要と消防団活動

《管轄地域の消防力》

令和5年4月1日現在

	消防組織	人員	ポンプ車
常備消防力	大東四條畷消防組合	190人	11台
非常備消防力	大東市消防団	370人	24台
	四條畷市消防団	170人	11台
地域の消防力		730人	46台

※ポンプ車には可搬ポンプ積載車及び非常用ポンプ車を含む。

《近年の災害需要の変化》

広域化により常備消防力（消防組合）が強化されたことにより、単独で発生する一般住宅火災等には、消防組合の初動体制などが効果を発揮しています。

しかしながら近年、全国各地で被害が深刻な地震や集中豪雨などによる大規模な自然災害等が発生した場合には、常備消防力が不足するため、地域の非常備消防力が威力を発揮します。従って様々な有事を想定した場合地域の安心・安全を確保するために消防団の存在が必要不可欠です。

《近年に求められる消防団活動の一例》

火災 山林火災、大規模建物火災 ⇒ 消火活動、避難誘導、広報活動

豪雨 河川氾濫（浸水）、土砂崩れ ⇒ 救助活動、避難誘導、広報活動

地震 家屋倒壊、同時多発火災 ⇒ 消火・救助・捜索活動、避難所支援

防火 火災予防普及啓発 ⇒ 地域の防火・防災普及活動、次世代の育成 など

《ポイント》

管内の消防力は、消防組合の「常備消防力」と大東市、四條畷市それぞれ消防団の「非常備消防力」に、地域の災害事情を踏まえ、起こり得る火災や自然災害などを予測し対応できる体制を備える必要があります。消防組合では、そうした有事を想定し、常に地域の消防力を発揮できるよう消防団との連携を強化しています。

（２）消防団との連携訓練

《大東市消防団との合同訓練》

大東消防署東分署では、大東市消防団と合同で大規模山林火災を想定した訓練を実施しており、限られた消火栓や自然水利から複数の消防団ポンプ車を中継させた放水訓練や枯草などがくすぶっている箇所を専用資器「ジェットシューター」で消火を行うなど、山林火災の防ぎよ訓練を実施しています。



《四條畷市消防団との合同訓練》

四條畷消防署田原分署では、四條畷市消防団と合同で大規模山林火災を想定した訓練を実施しており、池等の自然水利に部署することを想定した放水訓練さらに水利がない山林火災が発生した想定で、田原分署消防隊と分団が連携し、可搬ポンプ積載車による長距離中継送水訓練を行っており、それぞれに消防団との連携強化を図っています。



《ポイント》

当消防組合では、消防団と連携した活動を強固なものにするため、大東消防署は大東市消防団、四條畷消防署は四條畷市消防団と、それぞれに大規模山林火災を想定した合同訓練（長距離中継送水訓練）をはじめ、各種火災に対応するための基本訓練等を実施しています。

（３）防火啓発活動の連携

《文化財保護訓練》

大東消防署東分署では、大東市消防団第1方面隊と連携して、文化財防火デーに伴い、火災を想定した野崎観音（慈眼寺）の文化財保護訓練を実施し、文化財保護の思想普及と消防団との連携活動を確認しました。今後は、他の文化財の保護訓練も実施していきます。



《幼少期の防火指導》

四條畷消防署では、四條畷市消防団女性分団と連携して、幼年消防クラブ員に対し、紙芝居（森の消防団）を通じた防火指導を行い、幼少期から防火思想を育てています。



《高齢者宅等への住宅防火訪問》

四條畷市消防団女性分団では、四條畷消防署と連携して作成した住宅防火訪問用タブレットを使用し、高齢者宅等を訪問、住宅火災を防ぐポイントを紹介するなど、火災による高齢者の被害をなくすための防火啓発を行っています。



《ポイント》

火災のない町を実現するためには、地域住民の防火意識の向上とその取り組みが重要となります。このことから地域住民で構成され、地域に密着した活動を展開している消防団と連携した防火啓発を行うことは、火災のない町を実現するためには必要不可欠です。そのため様々な活動を実施しています。

4. 近年の災害需要への対応



未来の火災を消火する
「消」から「防」へ

《未来の火災を消火する「消」から「防」へ》

ここでは、「消防」として、火災を「消」す消火活動と同様に火災を未然に「防」ぐ防火対策（啓発）に主眼を置き取り組んでいることについて紹介します。

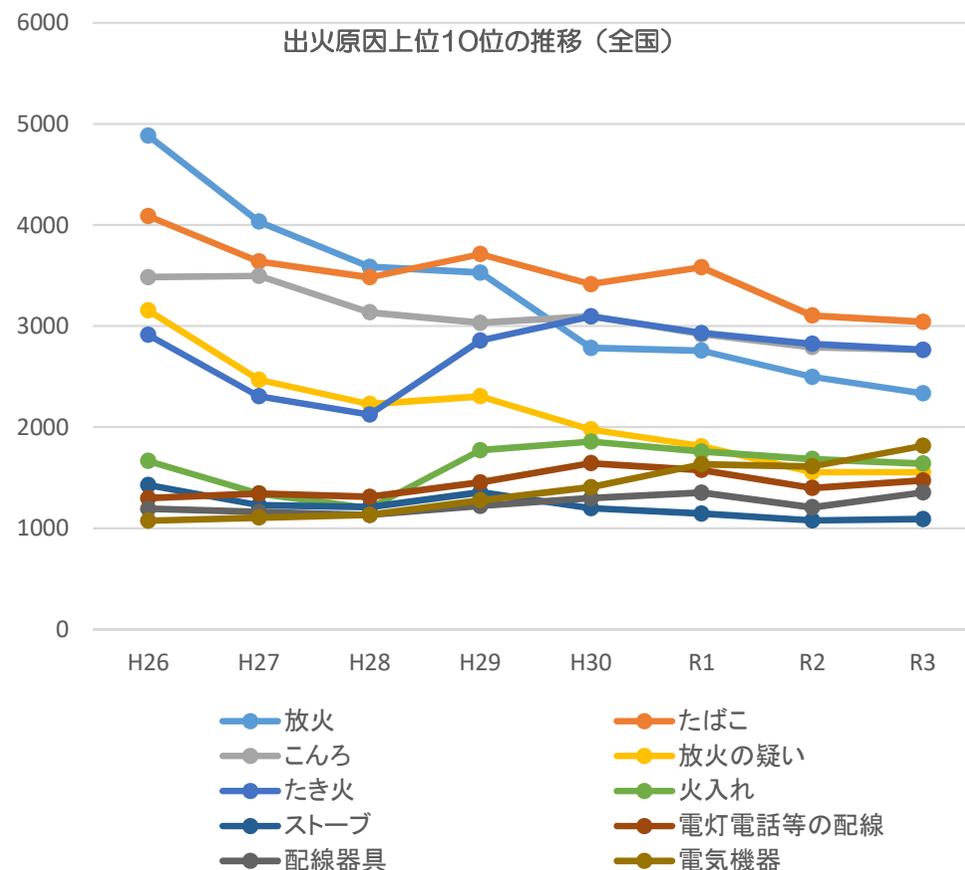
(1) 究明した火災原因の啓発

(2) 悲惨な火災を繰り返さないために

(3) 火災予防啓発の推進

(1) 究明した火災原因の啓発

火災の原因を知ることは、火災予防の第一歩です。
平成28年まで20年連続で出火原因の1位であった「放火」から平成29年には「たばこ」が1位となっています。



《ポイント》

消防の業務として、火災を「消」すことと同様に、火災を未然に「防」ぐ、防火啓発が大きな役割を担っています。火災に至った原因は依然「たばこ」や「放火」が多くなっていますが、類似火災の予防に繋げるため、様々な事例をホームページやSNSなどを通じて注意喚起しています。繰り返し啓発することで火災予防に繋げてまいります。

(2) 悲惨な火災を繰り返さないために



・ホテルニュージャパン火災(1982年2月東京都)
死者33人、負傷者 34人
出火原因: 宿泊客の寝たばこ

・千日デパートビル火災(1972年5月大阪府)
死者118人、負傷者 81人
出火原因: 工事関係者のたばこの不始末が
疑われるも特定に至らず



・京都アニメーション第1スタジオ火災
(2019年7月京都府)
死者36人、負傷者32人
出火原因: ガソリンによる放火



・北新地ビル火災
(2021年12月大阪府)
死者26人
出火原因: ガソリンによる放火

《ポイント》

過去を振り返ると悲惨な火災により多数の犠牲者が発生しています。これらを教訓に、発生した火災による被害を最小限にするために消防用設備や消防訓練があります。防火扉やスプリンクラーなどの消防用設備が機能することや適切な避難誘導、避難行動により命を守ることができます。当消防組合ではこれらの重要性を認識し備えることの大切さを伝え事業所等の実践に繋げています。

(3) 火災予防啓発の推進



防火防災協会(防火協会)との連携



女性防火クラブによる山林パトロール



小学生を対象とした防火防災教育



幼年消防クラブ員の育成



ヤクルトレディーによる防火啓発



防犯委員会との放火抑止啓発

《ポイント》

火災予防は継続的に啓発することで、地域住民の防火意識を向上させ、各家庭などで防火対策を実践することが重要となります。防火意識が高く地域住民で構成されている大東市防火防災協会、四條畷市防火協会をはじめ、両市女性防火クラブ等の防火推進団体や協賛企業の支援や協力を得て地域で連携した防火啓発活動を展開しています。

4. 近年の災害需要への対応

戦略的広報の推進



《戦略的広報の推進》

ここではホームページやSNS等を通じた広報活動により、市民をはじめ多くの方々に様々な情報を発信することで、消防に対する関心を高め、災害や事故等を未然に防止する取り組みを紹介します。

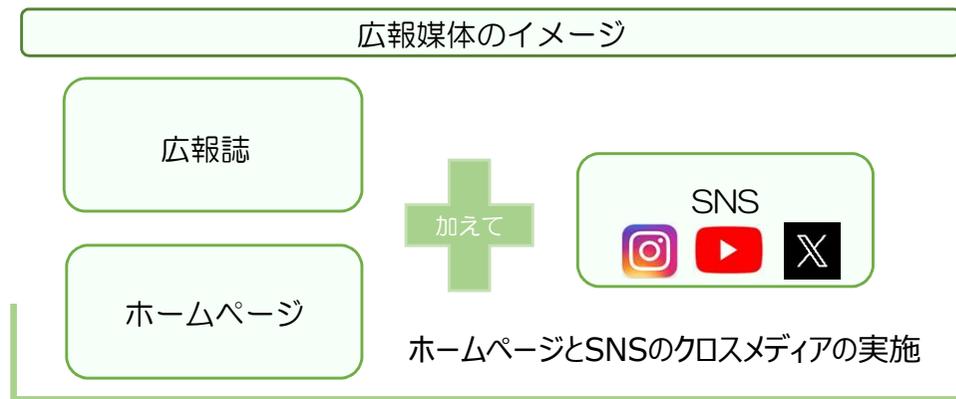
(1) SNS運用チームの立ち上げ

(2) 戦略的な広報の実践

(3) 広報効果（採用試験受験者数の増加等）

(1) SNS運用チームの立ち上げ

令和5年5月に職員によるSNS運用チームを発足



従来の広報誌とホームページに加え、SNSを運用する事で拡散性があり、効果的できめ細やかな広報が可能となります。

《ホームページとSNSの比較》

	例えるなら	タイプ	発信方法	更新頻度	寿命	検索	拡散性
ホームページ	パンフレット	ストック型	プル型	低い	◎	○	×
SNS	テレビ	フロー型	プッシュ型	高い	×	×	◎

★SNSからホームページへの誘導が可能

《ポイント》

従来のホームページを主としたプル型広報だけではなく、SNSを活用したプッシュ型広報を併用することで、これまで防火啓発や情報提供が行き届かなかった世代に対し、効果的な広報が可能となっています。また、職員によるSNS運用チームを立ち上げ、もっと市民の皆さんに消防を身近に感じてもらえるよう広報活動に取り組む中で、担当者の業務に対するモチベーションアップなど人材育成にも繋がっています。

(2) 戦略的な広報の実践

火災予防運動の啓発ポスターをコラボ！！



当消防組合では管内高等学校の美術部等とコラボし、独自の火災予防運動の啓発ポスターを制作しました。今回の作品は大阪桐蔭高等学校美術部です。

ホームページを見てクイズに応募すると消防ホース製のペンケースなどの景品が当たる「消防クイズ」を火災予防運動にあわせて企画しています。



街頭防火キャンペーンの啓発物品「火の用心トイレットペーパー」も好評です！！

《ポイント》

市民の皆さんへの防火啓発や情報提供に際し、SNSを活用したとしても一方的な情報発信では、効果的に伝わらない。日頃、市民の皆さんが消防にどんな情報を求めているのか、何を知りたいのか。また、消防としてどの年齢層の市民をターゲットに、何を伝えたいのかなど、相互のミスマッチを生じさせないように、まずは市民の皆さんと消防との『心の距離』を縮める戦略的な広報を目指しています。

(3) 広報効果（採用試験受験者数の増加等）

令和5年度受験者の採用情報入手方法

約半数がSNS・ホームページを閲覧

受験区分	親類知人	職員	合同説明会	見学会	SNS ホームページ	その他
初級（13名）	3		1		6	3
上級（19名）		1		1	9	8
32名	3	1	1	1	15	11

受験者へのアンケートより

各種SNSでの発信例



様々なコンテンツをご用意しております。

YouTube



《ポイント》

SNSにより発信された消防からの情報は、分析によると、主に10代後半から40代の年齢層に広く受け入れられており、市民への防火・防災啓発だけではなく、当消防組合の採用試験受験者数増加の後押しにもなっています。受験申込理由のひとつとして、SNSによる情報が大きく影響していることが、受験者へのアンケートからもわかります。

5. 将来を見据えた組織運営



大東四條畷消防組合 総合計画 DAITOSHIJONAWATE FIRE DEPARTMENT

2019年度～2028年度

計画的な組織運営 ～第1次総合計画～



《将来を見据えた組織運営～第1次総合計画～》

ここでは中長期的な展望に立った行政運営を行うため、総合計画を策定し、掲げる目標の実現に向け、効率・効果的かつ計画的に事業を推進していることについて紹介します。

(1) 総合計画の策定

(2) 基本計画の概要

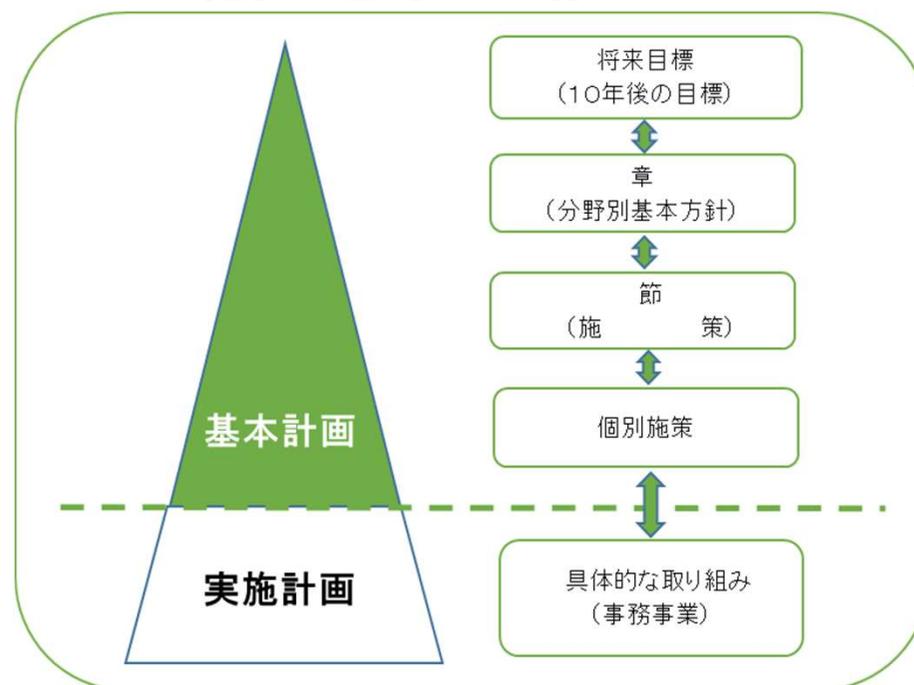
(3) 実施計画における施策の実行

(1) 総合計画の策定

消防組合の2本の基本目標

- ・ 火災による死者『ゼロ』
- ・ 住宅火災の発生件数『ゼロ』

総合計画（基本計画・実施計画）の体系



《ポイント》

近年の社会情勢は、高齢化が進み社会保障費が増加する一方で、生産年齢人口が減少し、税収増加は期待できない状況にあります。そのため重要度の高い事業に重点配分し、効率・効果的な行財政運営が求められます。従って当消防組合でも将来に渡り住民の生命、財産をあらゆる災害から守るため、平成31年3月、中長期的な展望に立った行政運営の指標となる総合計画を議会の議決を経て策定しました。

(2) 基本計画の概要

～基本計画に掲げる10の施策～



《ポイント》

2本の基本目標達成を目指し、推進する施策の方向性と目指すべき姿を示す柱として消防行政の根幹をなす「火災予防」、「消防活動」、「救急救命」、「地域防災」と、それらの礎となる「組織」と「人材」に重点を置き「10の施策」と「20の個別施策」を掲げ、基本目標の実現に向け、実施計画で個別に定めた事務事業に取り組んでいます。

(3) 実施計画における施策の実行

《実施計画で具体的に取り組み個別施策》

No	施策番号	個別施策	No	施策番号	個別施策
1	111	住宅の防火対策	13	311	大規模災害への対応体制の整備
2	112	防火思想の普及啓発①	14	312	広域連携の強化
3	112	防火思想の普及啓発②	15	321	消防団との連携活動
4	121	事業所等への立入検査と違反是正①	16	322	団員の知識・技術の向上
5	121	事業所等への立入検査と違反是正②	17	331	各団体との連携による地域防火の推進
6	122	危険物施設等の安全対策	18	332	防火防災教育の推進
7	211	消防車両・現場活動要員の適正配置	19	411	業務執行体制の整備
8	212	迅速な火災防ぎょ活動	20	412	健全な行財政運営の推進
9	221	消防署所の維持管理と適正化	21	421	職場環境の整備①
10	222	消防通信指令センターの整備	22	421	職場環境の整備②
11	231	応急手当・予防救急の普及啓発	23	422	人材育成の推進
12	232	救急業務の高度化			

《ポイント》

実施計画は、基本計画で定めている「20の個別施策（細分で23施策）」の取り組みを具現化するため、実施の時期や事業概要などの具体的な取り組みである（事務事業）を示し、効率・効果的かつ計画的な事業の実施を推進することを目的に策定しています。そのため個別施策における事務事業は、総合計画全体の進捗状況、消防現況及び財政状況等を勘案して毎年度評価・見直しを行っています。

5. 将来を見据えた組織運営

消防力の適正配置計画

—消防需要に適した車両・人員の再編成と人材確保—

消防需要に適した部隊運用 ～消防力の適正配置計画～

令和4（2022）年3月
大東四條畷消防組合

《消防需要に適した部隊運用～消防力の適正配置計画～》

ここでは災害発生状況などを多角的に分析・検証した結果に基づき、地域の消防需要を的確に反映した部隊運用を行うために策定した「消防力の適正配置計画」について紹介します。

(1) 適正配置計画の策定

(2) 適正配置計画の概要

(3) 年齢別職員構成適正化採用計画の実行

(1) 適正配置計画の策定

《策定した適正配置計画の意義》

当消防組合は、消防力の基礎となる人員や車両については、広域化前の両市消防本部の体制を引き継ぎつつ、広域化のスケールメリットを活かすことで、経費を増やすことなく消防力を充実・強化し、消防サービスを行ってきました。しかしながら社会情勢の変化や構成市の財政状況等から、更に効率的で持続性のある組織運営が必要となり、管轄区域の消防力を維持したうえで「適正な消防力」の配置を行うために策定したものです。

《適正配置計画の検討内容》

ホームページQRコード⇒



- ・現状と課題
現状を把握し、課題を抽出する。
- ・署所配置の検証
5署所ある署所が適正に配置されているかを検証する。
- ・車両配置の検証
5署所に配置している車両（部隊）が適正に配置されているかを検証する。
- ・人員配置の検証
人員の適正な配置や人材確保、機構改変について検証する。
- ・まとめ
それぞれの検証結果に基づき、実行する配置等の再編成。

《ポイント》

当該計画は、消防力の現状把握と将来に向けた課題を検証し、社会情勢や消防需要に適した消防力を整備することを目的として策定したもので、消防組合にとって、その一歩を踏み出す大切な計画となります。令和5年4月より実行し、その後も車両や人員配置等について検証を重ねることで、より一層、消防需要に適した消防力を構築してまいります。

(2) 適正配置計画の概要

《適正配置計画による効率・効果》

- ・第1出場人員を減らすことなく当直配置人員を9名効率化
- ・救助隊（兼務隊2隊）を1隊に統合し特別救助隊相当の専任隊に
- ・高所隊（はしご車と高所作業車）を創設し、事案ごとに効率運用
- ・増車なしで非常用ポンプ車を1台増強（再編したポンプ車を活用）

《再編する車両と配置人員の変動》

見直した車両	現行配置	適正配置	車両比較	人員比較	備考
ポンプ車	6台	5台	1台減	—	暇救助は乗換運用のため、人員の増減なし
救助工作車	2台	1台	1台減	12名減	救助隊を専任1隊5名運用とし、全体で9名の減員
はしご車	1台	1台	—	3名増	大東救助との乗換運用のため、人員の増減なし
高所作業車	1台	1台	—	—	はしご車と高所隊を編成するため各部1名の増員
非常用ポンプ車	3台	4台	1台増	—	再編したポンプ車を活用して、予備車を1台増強

《適正配置計画の財政効果》

- ・車両更新費用等の削減効果

救助工作車（1台分）⇒ 約1億3,000万円

非常用ポンプ車（1台分）⇒ 約4,000万円

年度ごとの起債償還金の抑制

約1.7億円削減！

- ・人件費の抑制効果

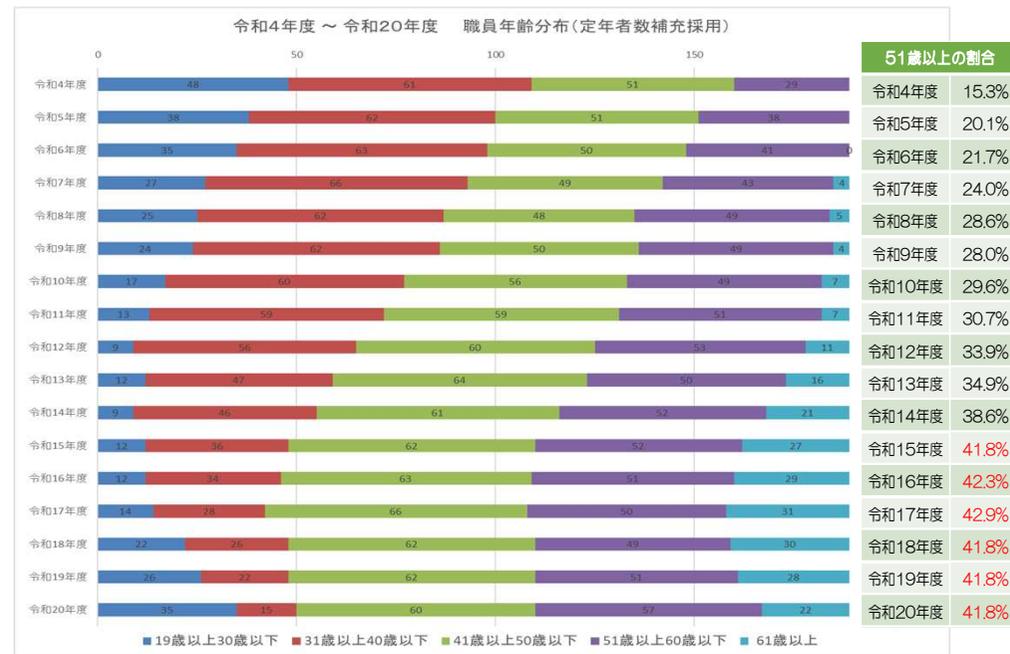
現場活動要員の効率配置で年間約4,500万円

現行配置体制165人 ⇒ 適正配置体制156人（当直人員）

《ポイント》

消防需要を的確に把握し、消防車両の効率・効果的な配置や主要な兼務隊（乗換運用）の解消などを検討し、それに伴う現場活動要員の配置を見直すとともに、出場体制を工夫することにより、これまで同様の第一出場車両・人員を確保したうえで、当直人員を165人⇒156人（9人減※各部3人）に効率化を図りました。これにより消防力を低下させることなく、定年延長に伴う高齢化や再任用職員の減少などの課題に寄与する体制が確保できました。

(3) 年齢別職員構成適正化採用計画の実行



近い将来、高齢職員の割合が高くなるため、職員構成の是正が急務！！

《策定した年齢別職員構成適正化採用計画》

年度	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15	令和16	令和17	令和18	令和19	令和20	
欠員数※1 （前年度退職者数）	0	0	0	0	4	0	1	0	3	0	3	1	4	8	5	9	
採用人数	20歳※2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	
	22歳※2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	
職員数	191	193	195	197	195	197	198	200	199	201	200	201	200	195	194	189	
定数増	189	2	4	6	8	6	8	9	11	10	12	11	12	11	6	5	0

※1 欠員数の動態は、65歳定年までのフルタイム勤務を前提としたもの

※2 年齢別構成の平準化を前提とした目安年齢

《ポイント》

定年退職年齢の引き上げによる高齢化と、その後の大量退職期に大量退職と大量採用を繰り返さないために「年齢別職員構成適正化採用計画」を策定し、一定期間、職員定数を増やす特例条例を制定（令和4年）しました。これにより採用が停滞する時期に採用を行い、大量退職時にその採用を抑制することで年齢別職員構成を是正し、将来に渡り安定した消防力を維持します。

5. 将来を見据えた組織運営



適切な施設管理 ～公共施設等総合管理計画～

《適切な施設管理～公共施設等総合管理計画～》

ここでは消防庁舎の更新や、適切な施設修繕等のために定めた「公共施設等総合管理計画」による庁舎の維持管理や長寿命化計画等の取り組みについて紹介します。

(1) 公共施設等総合管理計画の策定

(2) 計画的な施設改修の実施

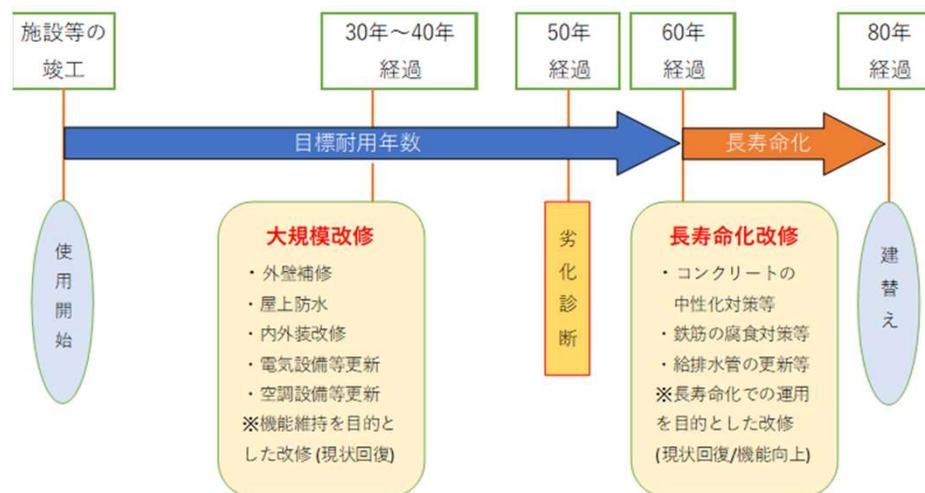
(3) 消防指令センター、無線設備の更新整備

(1) 公共施設等総合管理計画の策定

《計画策定の基本方針》

- 1 公共施設の機能と総量の最適化
 - 1-1 公共施設の最適配置
 - 1-2 合理的且つ効果的な規模での施設
- 2 公共施設等の適正な維持管理と更新
 - 2-1 建物・構造物等の安全性能の確保
 - 2-2 適切な維持管理の実施
 - 2-3 施設の特性に応じた長寿命化対策
- 3 市民・事業者との連携によるサービス提供

◎ 長寿命化のイメージ



《ポイント》

当消防組合の施設は構成市から無償譲渡を受けましたが、整備から年数が経過し、施設や設備等の老朽化も進んでおり、今後一斉に大規模改修や建替えの時期を迎えようとしています。これらの背景のもと、行政サービスの向上も見据えつつ、公共施設等の適正な配置や効果的・効率的な運営の方向性を示すため、長期的な視点をもって計画的に施設のあり方を検討し「消防組合公共施設等総合管理計画」を策定しました。

(2) 計画的な施設改修の実施

《 構造別の法定耐用年数と目標使用年数 》

- ・鉄筋コンクリート（RC）造【本部大東署、四條躰署、田原分署】
法定耐用年数 50年
目標使用年数 60年（長寿命化80年）
- ・鉄骨（S）造 【西分署、東分署】
法定耐用年数 38年
目標使用年数 60年



庁舎防水工事



庁舎劣化診断(コア抜き)



庁舎照明のLED化

《ポイント》

「消防組合公共施設等総合管理計画」に基づき施設の更新及び付帯設備を含めた修繕等の維持管理、並びに長寿命化等に取り組むため使用頻度や劣化状況等を総合的に判断し、対策の優先順位と実施時期を定める「庁舎個別施設計画」を策定しました。当該計画は経費の平準化と計画年度の適正化に向けて全庁的に取り組むものとし、将来に渡る安定的な組織運営に繋がるよう体制を構築して対応しています。

(3) 消防指令センター、無線設備の更新整備

更新整備方法を研究し費用の低廉化を実現！！

令和6年度更新予定であった消防指令システムは、整備方法等を検討した結果、更新時期を1年延長し、令和7年度更新予定の消防救急デジタル無線システムと同時整備とする方針を決定しました。

同時整備としたことで、既存メーカー以外の参入が容易となり、また、入札要件に運用期間における保守費用も含めたことで、整備、保守費用共に競争原理が働く結果となり、トータル的な費用の低廉化に繋げることができました。

《次々期の更新整備》

令和7年度に更新整備する消防指令センターの更新時期は、使用状況や部品の調達、耐久性に基づく運用期間に応じて定めていますが、消防庁の通知による消防の広域化や近隣消防本部との共同運用の動向等にも注視しながら検討します。



《消防指令センターと庁舎個別施設計画》

重要施設である消防指令システムは、財政負担が大きく庁舎施設としての関連が強いことから「庁舎個別施設計画」に盛り込んで、計画的に管理しています。

《ポイント》

消防指令システムと消防救急デジタル無線システムを運用する消防指令センターでは、突発的な障害や事故による119番通報等の機能停止を防ぐため、整備業者と随意契約による保守業務契約を結び、24時間365日安定した稼働を行っていますが、その費用の適正化が課題でした。今回の更新整備において、保守費用を盛り込むことができたことは、これまでの研究の成果で大きな進歩となりました。

6. 実際に働く職員の実感



広域化前後を知る職員の実感

《広域化前後を知る職員の実感》

ここでは広域以前に、それぞれの旧消防本部で採用され、現場活動等を経験してきた職員が、広域化前と広域化後の活動等を通じて実感していることなどを紹介します。

(1) 旧大東市消防本部 採用職員

(2) 旧四條畷市消防本部 採用職員

救急要請に対応できないことが激減！！

旧大東市消防本部採用職員

救急隊 吉村 一樹



旧大東市消防本部では、救急隊を3隊で運用していたため、3隊がすでに救急出場している時に、4件目の救急要請があると、どの救急隊も対応できず、消防隊などの別の隊で非常用救急隊を編成し出場させていたため、直ちに出場できないことに加え、消防隊が減員し、火災事案への対応力が劣る状況になっていました。しかし広域化後は、常時運用する専任救急隊が5隊となり、同時に6件以上の救急要請が重ならない限り、5隊の専任隊で対応できるため、運用している救急隊が出場できないことが激減していると実感しています。また、様々な研修や錬成会なども積極的に行われるようになり、15隊（5隊×3部制）ある救急隊員が切磋琢磨しながら成長できていると思います。

専任化で知識・技能が深化！！

旧四條畷市消防本部採用職員

消防隊 金城 光志



広域以前は出場する消防車の台数が限られていましたが、広域化により出場車両が増加し、それぞれに出動する消防車で出火建物の4方向から放水する包囲戦術を迅速にとれるようになり、迅速な消火活動に繋がり、鎮火までの時間が短縮できているように思います。また一度に出場する人員が多くなり、さらには指揮隊が広い視野で出場隊の活動を統制することから、効果的で安全な活動ができていると思います。さらに旧四條畷消防本部時代は、総務課や警備課などの本部事務を兼ねながら現場対応をする必要がありましたが、現在は本部事務の兼務が解消され、各隊が専任化されたことで、警防訓練なども積極的に行われており、私自身の知識・技術も深化できていると実感しています。

7. おわりに



消防長決意表明

《大東四條畷消防職員憲章》

我々大東四條畷消防職員は

1. つねに真心ある奉仕的精神を発揮し、もって社会向上につくすこと。
1. つねに規律ある和の精神を発揮し、もって組織向上につくすこと。
1. つねに健全なる活動精神を発揮し、もって志気向上につくすこと。
1. つねに不断なる向学精神を発揮し、もって知識向上につくすこと。
1. つねに普遍なる公德精神を発揮し、もって人間向上につくすこと。

強化された消防 さらに未来へ！

大東四條畷消防組合

消防長 瀧田 昭彦



大東四條畷消防組合は消防の広域化にあたり、大東市消防本部と四條畷市消防本部がそれぞれ抱えていた活動上の課題について、現有の消防力をベースにしながら組織規模を拡大し、一つひとつの事象への対応力を強化することで、その課題を解消することをコンセプトとして取り組んでまいりました。

組合発足後、新たな消防本部として業務を開始してからは、両市全域の出場計画を最適化し、増強された人員と車両を効率的に運用することで初動体制の充実を図り、住民に安全と安心の消防サービスを提供できるよう、職員一同が懸命に日々の業務を遂行しています。

その後、組合設立5年目を契機に、今後の社会情勢の変化に適応し将来にわたって住民の生命、身体及び財産をあらゆる災害から保護するため、中長期的な展望に立った消防組合総合計画を策定しました。

総合計画では「火災予防対策の推進」「消防力の充実・強化」「地域消防防災力の向上」「自律的消防行政の推進」を基本的な施策として掲げ、我々にとっての重点課題に対し、具体的な取り組みを実行しています。

このたび消防組合設立10周年を迎え、これまでの取り組みと実績を振り返り、これから向かうべき道筋を捉え、力強く歩を進めるための指標として、この記念冊子を編集し記録することといたしました。広く住民の皆様にも、当消防組合の歩んできた軌跡と、これからの決意と姿勢を感じていただければ幸いです。

消防組合は、消火から予防へ。「火を消す以前に火を出さない」をスローガンとし、この理念の具現化に重点を置き、取り組んでまいります。

結びに両市消防団をはじめ各防火推進団体の皆様、両市危機管理部局等の皆様には、設立から今日まで、格段のご支援とご協力をいただいておりますことに深く感謝を申し上げますと共に、これまで以上により強固な関係性を築いてまいります。

我々消防は、防火防災の担い手となり、住民の信託に応えていくことを誇りとして、さらに前へと進み続けてまいります。



10 th Anniversary



— あ と が き —

この度、消防組合設立10周年という節目の年を迎えるにあたり記念誌を作成いたしました。

当消防組合は平成25年11月に設立し、翌年4月から広域消防業務の開始に至りましたが、それまでに地域における消防力の強化のために、関係各位には多大なるご尽力を賜り、広域化が実現したことは、地域住民の安心・安全に大きく寄与したものと深く感謝するさせていただきます。

本誌は、その広域消防業務10年間の総括として、消防組合の沿革をはじめ、広域化による効果や災害対応などを紹介するため、写真やデータ収集等の編集作業を行い、この度の完成に至りました。

市民の皆様をはじめ、関係各位には、大東市と四條畷市による広域消防業務につきまして、改めてご理解を深めていただける機会になれば幸いと存じます。

最後になりましたが、本誌の編集に際しまして、ご協力いただきました皆様方に心から感謝を申し上げますとともに、今後ともご支援・ご指導くださいますよう、お願いいたします。あとがきとさせていただきます。

設立10周年記念事業実行委員会



大東四條畷消防組合 設立10周年記念誌

編集 設立10周年記念事業実行委員会

発刊 令和6年4月1日
大東四條畷消防本部 総務課
〒574-0037
大阪府大東市新町13番35号
電話 072-872-2341 (直通)